

カーポート、簡易物置等は、 建築物です。建築行為にご注意ください。

建築確認申請 が原則、必要です

カーポート、簡易物置等の建築に際して、以下に該当する場合は建築確認申請が必要になります。

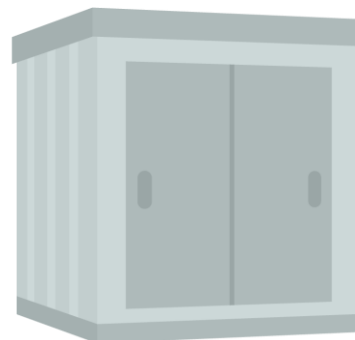
- ① 更地での新築（建築物の床面積が10㎡以下でも建築確認申請が必要です。）
- ② 建築物の床面積が10㎡を超える増築・改築・移転（以下、増築等）
- ③ 防火・準防火地域での建築（建築物の床面積が10㎡以下の増築等でも建築確認申請は必要です。）

（注）市街化調整区域での建築は、開発許可や建築許可が必要な場合があります。

また、確認申請が必要でない場合であっても、建築基準法への適合は必要となります。特に建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合）、屋根の材料、基礎の設置については見落とされている場合がございますので、ご注意ください。



カーポート



簡易物置*

※ 小規模な倉庫で、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないもの（奥行き1m以内又は高さが1.4m以下）については、建築物に該当しません。

●お問合せ先 和歌山市 都市建設局 都市計画部 建築指導課
TEL 073-435-1100 FAX 073-435-1175